

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		総合福祉センターへの器具等の搬入の許可（目的外使用の場合に限る。）		
根拠例規及び条項		多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第5号。以下「条例」という。）第21条		
所 管 部 課 名		福祉部 福祉課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	条例第12条		
	基 準	条例第12条に定めるところにより、次の条件への該当を審査する。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあること。 (2) 総合福祉センターの施設をき損又は滅失するおそれがあること。 (3) 総合福祉センターの管理上支障があること。		
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日	平成23年4月1日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 7日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	経由機関 日（機関名） 協議機関 日（機関名） 処分機関 7日		
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日	平成23年4月1日
備 考				